

令和5年10月1日

小野薬品健康保険組合

理事長 岡本 裕之



公 告（令和5-5号）

組合規約の変更について

掲記の件、組合規約の一部を変更しましたので、組合規約第49条の規程により公告します。

変更箇所（下線部分）

（理事会招集の手続き）

第28条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の1日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事について準用する。
- 5 理事会は、会議システムにより開催することができる。

以 上